



マンガでわかる

健康保険のしくみ ④



出産した時には一時金が支給されます。



全国健康保険協会 三重支部
協会けんぽ

詳しくはウラ面で

直接支払制度は
協会けんぽから出産育児一時金を
医療機関に直接支払う 仕組みです

支給額は
生まれてくる子ども
1人につき最大42万円
出産費用が支給額より少なければ
差額を受け取ることも
できちゃいます！

これなら
まとまったお金を
事前に用意する
必要が
なくなるね！

直接支払制度の流れ

① 直接支払制度
利用の申し出

② 出産

③ 明細書の交付

④ 支払機関を
通じ費用請求

⑤ 支払機関を通じ支払

⑥ 出産費用が42万円未満に
収まった場合は、その差額を請求

⑦ 差額支給

医療機関

協会けんぽ
支部

しかも
手続きはとっても簡単！
出産を予定している医療機関で
制度の利用に合意して
署名するだけです

それは助かる♪

よし！
そうとわかれば早速
医療機関に相談だ

けんぽナビちゃんの

ここがポイント！



✓ 出産時に、**出産育児一時金として最大42万円が支給**される
制度があります！

産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産された場合には、40.4万円となります。

✓ 医療機関に出産育児一時金が直接支払われる**直接支払制度**が便利です！

出産予定の医療機関へ保険証を提示し、直接支払制度への合意をするだけで手続きも簡単です。
直接支払制度以外にも、協会けんぽに出産育児一時金を請求する方法もあります。*

※ 出産費用は、全額医療機関にお支払いいただくことになります。

✓ 出産費用が支給額よりも少なければ、**差額を受け取る**こともできます！

申請方法は、協会けんぽのwebサイトをご覧ください。 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp>

お問い合わせ・ご相談は

059-225-3314

受付時間 8:30～17:15
(土・日・祝日・年末年始を除く)



全国健康保険協会 三重支部
協会けんぽ

〒514-1195 津市栄町4丁目255番地 津栄町三交ビル